

○千葉県税条例施行規則

		新	旧
		<p>（条例第七十四条第一項の規則で定める自動車）</p> <p>第五十条 条例第七十四条第一項に規定する規則で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車 二 血液事業の用に供する自動車 三 救護資材の運搬の用に供する自動車 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める自動車 <p>（自動車税課税免除届出書の添付書類）</p> <p>第五十一条 条例第七十四条第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）が記載された書面その他同法第六十条第一項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に準ずる書類で知事が適当と認めるもの 二 条例第七十四条第二項第三号に規定する自動車にあっては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条第一項に規定する寄附行為の写し又は登記事項証明書並びに最終の事業報告書及び事業計画書 <p>（条例第七十四条の六第一項第二号の規則で定める者）</p> <p>第五十六条の二 条例第七十四条の六第一項第二号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に記載されている身体障害者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有する者 	<p>（条例第七十四条第一項の規則で定める自動車）</p> <p>第五十条 条例第七十四条第一項に規定する規則で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車 二 血液事業の用に供する自動車 三 救護資材の運搬の用に供する自動車 <p>（自動車税課税免除届出書の添付書類）</p> <p>第五十一条 条例第七十四条第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の写し 二 条例第七十四条第二項第三号に規定する自動車にあっては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条第一項に規定する寄附行為の写し又は登記事項証明書並びに最終の事業報告書及び事業計画書 <p>（条例第七十四条の六第一項第二号の規則で定める者）</p> <p>第五十六条の二 条例第七十四条の六第一項第二号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に記載されている身体障害者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有する者
視覚障害	障害の区分	一級から三級までの各級及び四級	一級から三級までの各級及び四級

聴覚障害	の 一
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級
音声機能又は言語機能障害	三級（喉頭摘出に係るものに限る。）
上肢不自由	一級及び二級
下肢不自由	一級から六級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級
乳幼児期以前の非進行 性の上肢機能 移動機能 機能障害	一級及び二級
乳幼児期以前の非進行 性の上肢機能 移動機能 機能障害	一級から六級までの各級
心臓機能障害	一級、三級及び四級
腎臓機能障害	一級、三級及び四級
呼吸器機能障害	一級、三級及び四級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級、三級及び四級
小腸機能障害	一級、三級及び四級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害	一級から三級までの各級
肝臓機能障害	一級から四級までの各級

二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者（前号の規定に該当する者を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各 症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各 症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各 症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第二項症までの各 症（喉頭摘出に係るものに限る。）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各 項

聴覚障害	の 一
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級
音声機能又は言語機能障害	三級（喉頭摘出に係るものに限る。）
上肢不自由	一級及び二級
下肢不自由	一級から六級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級
乳幼児期以前の非進行 性の上肢機能 移動機能 機能障害	一級及び二級
乳幼児期以前の非進行 性の上肢機能 移動機能 機能障害	一級から六級までの各級
心臓機能障害	一級、三級及び四級
腎臓機能障害	一級、三級及び四級
呼吸器機能障害	一級、三級及び四級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級、三級及び四級
小腸機能障害	一級、三級及び四級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害	一級から三級までの各級
肝臓機能障害	一級から四級までの各級

二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者（前号の規定に該当する者を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各 症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各 症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各 症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第二項症までの各 症（喉頭摘出に係るものに限る。）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各 項

下肢不自由	特別項症から第六項症までの各 症及び第一款症から第三款症ま での各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各 症及び第一款症から第三款症ま での各款症
心臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
腎臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
呼吸器機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
小腸機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
肝臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症

三 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）に記載されている精神に障害のある者のうち、次のいずれかに該当する障害を有する者

イ 知能指数がおおむね三十五以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの

ロ 身体障害者手帳に記載されている身体障害者のうち、音声機能若しくは言語機能又は上肢に障害のある者で、身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める障害の級別三級に該当する障害を有し、かつ、知能指数がおおむね五十以下のもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級の障害を有する者

下肢不自由	特別項症から第六項症までの各 症及び第一款症から第三款症ま での各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各 症及び第一款症から第三款症ま での各款症
心臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
腎臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
呼吸器機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
小腸機能障害	特別項症から第五項症までの各 症
肝臓機能障害	特別項症から第五項症までの各 症

三 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）に記載されている精神に障害のある者のうち、次のいずれかに該当する障害を有する者

イ 知能指数がおおむね三十五以下の者で、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの

ロ 身体障害者手帳に記載されている身体障害者のうち、音声機能若しくは言語機能又は上肢に障害のある者で、身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める障害の級別三級に該当する障害を有し、かつ、知能指数がおおむね五十以下のもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級の障害を有する者

(環境性能割の減免申請書の添付書類)

第五十六条の三 条例第七十四条の六第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 条例第七十四条の六第一項第一号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

ロ 当該自動車が救急自動車又はへき地巡回診療の用に供されることを証する書類

二 条例第七十四条の六第一項第二号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあつては、次に掲げる書類のいずれか

(1) 当該場合に該当することを健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

(2) 当該自動車が専ら当該身体障害者等のために使用されていることを証する書類

ロ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等(条例第七十四条の六第一項第二号ハの要件に該当する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合

にあつては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

三 条例第七十四条の六第一項第三号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該自動車が、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら身体障害者等が自ら運転するものである場合又は専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあつては、前号イ(1)又は(2)に掲げる書類

ロ 当該自動車が、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら当該身体障害者等(条例第七十四条の六第一項第三号ロの要件に該当する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあつては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

(環境性能割の減免申請書の添付書類)

第五十六条の三 条例第七十四条の六第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 条例第七十四条の六第一項第一号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 自動車検査証の写し

ロ 当該自動車が救急自動車又はへき地巡回診療の用に供されることを証する書類

二 条例第七十四条の六第一項第二号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあつては、次に掲げる書類のいずれか

(1) 当該場合に該当することを健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

(2) 当該自動車が専ら当該身体障害者等のために使用されていることを証する書類

ロ 当該自動車が、身体障害者等が取得した自動車専ら当該身体障害者等(条例第七十四条の六第一項第二号ハの要件に該当する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合

にあつては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

三 条例第七十四条の六第一項第三号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該自動車が、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら身体障害者等が自ら運転するものである場合又は専ら当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転するものである場合にあつては、前号イ(1)又は(2)に掲げる書類

ロ 当該自動車が、身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車専ら当該身体障害者等(条例第七十四条の六第一項第三号ロの要件に該当する者に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するものである場合にあつては、その旨を健康福祉センター長又は市町村長が証明した書類

- ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 四 条例第七十四条の六第一項第四号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 **自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの**
- 五 条例第七十四条の六第二項各号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
- イ **自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの**
- ロ 構造変更に要した金額を証する書類
- ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

(条例第七十四条の六第六項第三号の規則で定める書類)

第五十六条の四 条例第七十四条の六第六項第三号に規定する規則で定める書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

- 一 身体障害者手帳
 - 二 戦傷病者特別援護法第四条の規定により交付された戦傷病者手帳
 - 三 療育手帳
 - 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳
- 追加〔平成三〇年規則七三三号〕
- (条例第七十八条第一項の規則で定める場合)
- 第五十七条 条例第七十八条第一項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 自動車を運行の用に供することをやめた場合
 - 二 自動車を滅失し、若しくは解体した場合（整備又は改造のため解体した場合を除く。）又は自動車としての用途を廃止した場合
 - 三 法第四十六条第三項の使用者となった場合又は使用者でないこととなった場合
 - 四 自動車の主たる定置場が県内に所在することとなった場合又は所在しないこととなった場合

(条例第七十九条第二項の申請書の添付書類)

第五十八条 条例第七十九条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類
- 四 条例第七十四条の六第一項第四号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 **自動車検査証の写し**
- 五 条例第七十四条の六第二項各号に該当する自動車の取得について環境性能割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
- イ **自動車検査証の写し**
- ロ 構造変更に要した金額を証する書類
- ハ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

(条例第七十四条の六第六項第三号の規則で定める書類)

第五十六条の四 条例第七十四条の六第六項第三号に規定する規則で定める書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

- 一 身体障害者手帳
 - 二 戦傷病者特別援護法第四条の規定により交付された戦傷病者手帳
 - 三 療育手帳
 - 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳
- 追加〔平成三〇年規則七三三号〕
- (条例第七十八条第一項の規則で定める場合)
- 第五十七条 条例第七十八条第一項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 自動車を運行の用に供することをやめた場合
 - 二 自動車を滅失し、若しくは解体した場合（整備又は改造のため解体した場合を除く。）又は自動車としての用途を廃止した場合
 - 三 法第四十六条第三項の使用者となった場合又は使用者でないこととなった場合
 - 四 自動車の主たる定置場が県内に所在することとなった場合又は所在しないこととなった場合

(条例第七十九条第二項の申請書の添付書類)

第五十八条 条例第七十九条第二項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

二 災害による被害を受けたことを市町村その他の官公署が証明した書類

三 自動車の被害の状況を示す写真（道路運送車両法第十一条第一項に規定する自動車登録番号標に記載された自動車登録番号を識別できるものに限る。）

四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類

イ 自動車再び運行の用に供された場合にあっては、当該運行の用に供された日を証する書類

ロ 自動車の使用の廃止がされた場合にあっては、その事実を証する書類

第五十九条 削除

（条例第八十条第一項第五号の自動車）

第六十条 条例第八十条第一項第五号に規定する規則で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業を経営する法人で次に掲げるもの又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）（政令第七条の四に規定する収益事業を行うものを除く。）が直接その本来の事業の用に供する自動車で、当該法人又は当該人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人

二 防火、防犯又は交通安全活動を推進することを目的として設立された公益社団法人若しくは公益財団法人又は人格のない社団等が直接その本来の事業の用に供する自動車で、当該法人又は当該人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの

三 結核の予防のための健康診断で知事が指定するものを実施する医療機関の設置者が所有する自動車のうち直接当該健康診断の用に供するもの

四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人又は人格のない社団等が直接その本来の事業の用に供する自動車で、当該法人（イにあっては、知事が指定した法人を含む。）又は当該人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの

イ 土地改良区

一 自動車検査証の写し

二 災害による被害を受けたことを市町村その他の官公署が証明した書類

三 自動車の被害の状況を示す写真（道路運送車両法第十一条第一項に規定する自動車登録番号標に記載された自動車登録番号を識別できるものに限る。）

四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類

イ 自動車再び運行の用に供された場合にあっては、当該運行の用に供された日を証する書類

ロ 自動車の使用の廃止がされた場合にあっては、その事実を証する書類

第五十九条 削除

（条例第八十条第一項第五号の自動車）

第六十条 条例第八十条第一項第五号に規定する規則で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業を経営する法人で次に掲げるもの又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）（政令第七条の四に規定する収益事業を行うものを除く。）が直接その本来の事業の用に供する自動車で、当該法人又は当該人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人

二 防火、防犯又は交通安全活動を推進することを目的として設立された公益社団法人若しくは公益財団法人又は人格のない社団等が直接その本来の事業の用に供する自動車で、当該法人又は当該人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの

三 結核の予防のための健康診断で知事が指定するものを実施する医療機関の設置者が所有する自動車のうち直接当該健康診断の用に供するもの

四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人又は人格のない社団等が直接その本来の事業の用に供する自動車で、当該法人（イにあっては、知事が指定した法人を含む。）又は当該人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの

イ 土地改良区

- ロ 国民健康保険組合又は健康保険組合
- ハ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター
- ニ 二項に規定するシルバー人材センター
- イ イからハまでに掲げるもののほか、公益の増進に寄与するものとして知事が指定したもの
- 五 法第四百四十八条第一項に規定する者が無償で使用する自動車で、前各号に規定する法人若しくは知事が指定した法人又は人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの
- 六 第一号から第四号までに規定する法人又は人格のない社団等が使用する自動車で、法第四百四十八条第一項に規定する者が所有するもの

（条例第八十条第五項の申請書の添付書類）

第六十一条 条例第八十条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 条例第八十条第一項第一号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第二号に掲げる書類
 - 二 条例第八十条第一項第二号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第三号に掲げる書類
 - 三 条例第八十条第一項第三号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 **自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの**
 - 四 条例第八十条第一項第四号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - イ **自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの**
 - ロ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十七条第一項の規定により交付された指定書の写し
 - ハ 道路交通法施行規則第三十五条の規定により千葉県公安委員会に提出した備付け自動車一覧表（同令第三十六条の規定による届出に係るものを含む。）の写し
 - ニ 自動車の前面、側面及び後面を撮影した写真
- 五 条例第八十条第一項第五号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

- ロ 国民健康保険組合又は健康保険組合
- ハ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター
- ニ 二項に規定するシルバー人材センター
- イ イからハまでに掲げるもののほか、公益の増進に寄与するものとして知事が指定したもの
- 五 法第四百四十八条第一項に規定する者が無償で使用する自動車で、前各号に規定する法人若しくは知事が指定した法人又は人格のない社団等の代表者又は管理人が所有するもの
- 六 第一号から第四号までに規定する法人又は人格のない社団等が使用する自動車で、法第四百四十八条第一項に規定する者が所有するもの

（条例第八十条第五項の申請書の添付書類）

第六十一条 条例第八十条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 条例第八十条第一項第一号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第二号に掲げる書類
 - 二 条例第八十条第一項第二号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 第五十六条の三第三号に掲げる書類
 - 三 条例第八十条第一項第三号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 **自動車検査証の写し**
 - 四 条例第八十条第一項第四号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類
 - イ **自動車検査証の写し**
 - ロ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十七条第一項の規定により交付された指定書の写し
 - ハ 道路交通法施行規則第三十五条の規定により千葉県公安委員会に提出した備付け自動車一覧表（同令第三十六条の規定による届出に係るものを含む。）の写し
 - ニ 自動車の前面、側面及び後面を撮影した写真
- 五 条例第八十条第一項第五号に該当する自動車について種別割の減免を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 自動車検査証記録事項が記載された書面その他自動車検査証に準ずる書類で知事が適当と認めるもの

- ロ 定款若しくは寄附行為若しくは規約若しくはこれに類するもの又は登記事項証明書
- ハ 最終の事業報告書及び事業計画書
- ニ 前条第一号に掲げる自動車にあつては、最終の収支計算書及び収支予算書
- ホ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

(条例第八十条第六項第三号の規則で定める書類)

第六十二条 条例第八十条第六項第三号に規定する規則で定める書類は、第五十六条の四各号のいずれかに掲げる書類とする。

イ 自動車検査証の写し

- ロ 定款若しくは寄附行為若しくは規約若しくはこれに類するもの又は登記事項証明書
- ハ 最終の事業報告書及び事業計画書
- ニ 前条第一号に掲げる自動車にあつては、最終の収支計算書及び収支予算書
- ホ その他自動車税事務所長が必要と認める書類

(条例第八十条第六項第三号の規則で定める書類)

第六十二条 条例第八十条第六項第三号に規定する規則で定める書類は、第五十六条の四各号のいずれかに掲げる書類とする。